

公益財団法人 永光墓園使用規程

第1条 (使用規程)

この規程は、公益財団法人永光墓園（以下、「本霊園」と言います。）の墓地使用について定めたもので、使用者はこの規程に従って下さい。

第2条 (使用目的)

本霊園は、焼骨の埋蔵及び墓碑等の建設以外に使用できません。

第3条 (使用資格)

本霊園は国籍宗教等の如何を問わず、どなたでも使用出来ます。

第4条 (永代使用料及び管理料)

本霊園を使用される方は、別に定める永代使用料（第12条で共同墓地に改葬した後の共同墓地使用料を含む）並びに本霊園の維持管理（個人墓地内を含まず）及び環境整備のための費用として管理料を所定の時期に納入して下さい。

第5条 (墓地永代貸付之証)

1. 墓地永代貸付之証は永代使用料及び管理料を完納後直に発行します。
2. 証書を紛失又は汚損された場合あるいは記載内容に変更が生じたときは、速やかに再交付を受けて下さい。

第6条 (自由墓地の工事の承認と指定施工者)

1. 墓碑の建設その他設備工事は墓地永代貸付之証発行の日から2年以内に完成して下さい。
2. 本霊園に於ける工事は、原則として本霊園の指定業者以外は出来ません。但し、やむを得ない事情により、指定業者以外の業者が施工する場合は、指定業者と同様に本霊園の定める規準に従うこととし、本霊園へ事前に届出て承認を受けて下さい。

第7条 (墓地内の設備制限)

1. 自由墓地内の墓碑その他の設備は次の規準に従って下さい。
 - (1) 盛土の高さは45cm以内とします。
 - (2) 囲障の高さは盛土の上端から40cm以内とし生垣は禁じます。
 - (3) 墓碑等の高さは、福岡中央霊園、不知火霊園ともにG.L（低い位置から測定）から2.8m以内とし、10㎡以上の墓地は3m以内とします。
 - (4) 植樹は高さ1m以内、その数は3㎡につき1本とし、若し他に迷惑を及ぼす場合は、使用者の負担に於いて管理者が処理します。
2. 完成墓地・特選完成墓地内の設備及び植樹は本霊園が行うもの以外は禁じます。

第8条 (補償及び補修)

使用者はその責に帰すべき理由により、隣接地に迷惑を及ぼす場合又は芝生その他を損傷した場合は、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

第9条 (埋葬及び改葬手続)

収蔵及び改葬のときは、法令に定める市町村長等の発行する埋（火）葬・改葬許可書に霊園所定の埋（改）葬申込書を添えて、本霊園へ事前に届出て承認を受けて下さい。

第10条 (死体埋葬の禁止)

本霊園には死体の埋葬は出来ません。

第 11 条（解約の場合の手続き）

解約の場合、次の定めに従うものとします。

- (1) 墓碑その他設備の解体撤去（原状回復）は、規格墓地は本霊園において行い、自由墓地は使用者において行うものとします。いずれの場合においても、解体撤去料（原状回復費用）は使用者が負担するものとし、本霊園において解体撤去を行った場合の費用の精算は次号の定めに従うものとします。
- (2) 規格墓地の永代使用料については、本霊園が負担した解体撤去料（原状回復費用）と相殺した上で、その残額について 10 分の 1 の割合の金員を返金します。ただし、永代使用料と解体撤去料を相殺してなお不足する場合、本条 4 号の返金と相殺した上で、不足額を使用者へ請求します。
- (3) 自由墓地の永代使用料については、契約時より 1 年以内に未使用（未建立）で返還する場合は、その 3 分の 1 の割合の金員を返金します。
- (4) 管理料（永代管理料は除く）は、経過年数により月割で計算して返金します。
- (5) 使用者は本霊園に対し、解約申入時に墓地永代貸付之証を返却するものとします。

第 12 条（使用許可取消し）

1. 次のいずれかに該当するときは、本霊園の使用許可を取消します。

- (1) 許可目的以外に本霊園を利用するとき。
- (2) 使用者が有償無償にかかわらず第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 自由墓地において、使用許可後 2 年以内に墓碑を建立しなかったとき。
- (4) 使用者が無届けで 3 年間管理料を納入しないとき。
- (5) その他この規程に違反したとき。

2. 前項各号により使用許可を取り消した場合は、以下の定めに従うものとします。

- (1) 墓碑その他設備の解体撤去は前条 1 号の定めに従い行うものとします。
- (2) 前条の規定は適用されず、受領済みの永代使用料及び管理料は返金しません。
- (3) 使用許可を取り消した後、1 か月以内に埋葬の引き取りがないときは、本霊園が設置する福岡中央霊園内の共同墓地に改葬します。

第 13 条（使用権の承継）

1. 墓地使用権は使用者の死亡又は本霊園が別に定めるところにより承継することができます。この場合本霊園に届出て所定の手続をして下さい。
2. 永代管理料を納付している使用者については、直系親族以外へ承継した場合、管理料が発生します。

第 14 条（不可抗力等による事故の責任）

天災地変等の不可抗力による事故又は第三者による行為によって生じた事故については、本霊園は一切責任を負いません。

第 15 条（規程に定めない事項）

この規程に定めのない事項が生じた場合はその都度本霊園が定めます。

第 16 条（規程の改正）

法令が改正された場合及び本霊園が必要と認めたときはこの規程を改正することがあります。

第13条(使用権の承継)第1項細則

使用者の死亡以外に承継できる場合についての別の定め

1 (1) 本霊園が相当と認める、任意の団体の代表者の変更

相当と認める場合とは次のような場合（できる限り全要素を充足する）です。

(1) 団体としての意思決定（過半数の決議）により代表者が定められている。

(2) 団体の財産と個人の財産が区別されて管理されている。

(3) 宗教を目的とする団体である。

2 本霊園が相当と認める、個人の生前の承継

相当と認める場合とは次のような場合です。

(1) 直系親族又は傍系親族への承継で、相続の場合に準じた手続をとる場合

平成29年4月1日一部改正

平成30年5月16日一部改正（第13条改訂）

令和2年3月25日一部改正（第11条、第12条他改訂）

令和4年5月19日一部改正（第13条改訂）